

各位

国土交通省自動車局

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する周知等について（依頼）

第34回新型コロナウイルス感染症対策本部（5月14日開催）において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されるとともに、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。

緊急事態措置の対象とならない39県においては、これまで実施してきたテレワーク、時差出勤等に引き続き取り組むとともに、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行は感染拡大防止の観点から可能な限り控えていただく必要があります（「別添1・2」、「新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見（以下に記載）」を参照）。

また、これを受け、本日開催された第12回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策において、大臣より別添3のとおりご指示がありました。

関係団体におかれましては、変更された「基本的対処方針」等について傘下会員に対し周知をしていただくとともに、大臣指示を踏まえ、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を参考として添付いたします（別添4）。

【新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見－抜粋－】

これまでの努力を無駄にしないために、解除された地域の皆さんに3つのお願いがあります。

第一は、少しずつ段階的にということです。解除された地域の皆さんに、もはや外出自粛はお願いいたしません。それでも、最初は人との面会は避ける、電話で済むものは済ませるなど、人との接触をできる限り減らす努力は続けていただきたいと思います。解除された地域の中でも、県をまたいだ移動については、少なくとも今月中は、可能な限り控えていただきたい。段階的に日常の暮らしを取り戻していただくようお願いいたします。

第二は、前向きな変化はできるだけこれからも続けてほしいということでもあります。オフィスの仕事については、多くの皆さんの御協力によって、この1か月でテレワークが普及しました。改善すべきは改善しながら、この前向きな変化を今後も継続していただきたい。時差通勤などの取組も、混雑を避ける上で有効であり、是非これからも続けていただきたいと考えています。

第三は、日常のあらゆる場面でウイルスへの警戒を怠らないでいただきたいということです。こまめな手洗いを心がけていただくことはもとより、常に人と人の距離を十分に取り、密集は避ける。外出するときは必ずマスクを着用し、他の人との密接はできるだけ避ける。屋内より屋外で、密閉は避ける。専門家の皆さんが取りまとめた新しい生活様式も参考に、3つの密を生活のあらゆる場面で避けていただきたいと考えています。(略)

(官邸 HP)

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0514kaiken.html